

(参 考)

職 種 の 定 義

01．特殊作業員	<p>相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者</p> <p>a．軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許並びに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格及び技能講習の終了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの）を運転又は操作して行う次の作業</p> <p>イ．機械重量 3 t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型） ・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>ロ．吊上げ重量 1 t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5 t 未満のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ．機械重量 3 t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転又は操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ．可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転又は操作して行うコンクリートの練上げ及び打設</p> <p>ホ．ピックブレイカ等を運転又は操作して行うコンクリート、舗装等の取り壊し</p> <p>ヘ．動力草刈機を運転又は操作して行う機械除草</p> <p>ト．ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転又は操作</p> <p>b．人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ</p> <p>c．ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵又は運搬</p> <p>その他、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行う者</p>
02．普通作業員	<p>普通の技能及び肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行う者</p> <p>a．人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b．人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c．人力による小規模な作業（例：標識、境界杭等の設置）</p> <p>d．人力による芝張り作業（公園等の苑地を築造する工事における芝張り作業について主体的業務を行うものを除く。）</p> <p>e．人力による除草</p> <p>f．ダム工事での骨材の製造、貯蔵又は運搬における木根、不良鉱物等の除去</p> <p>その他、普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行う者</p>
03．軽作業員	<p>主として人力による軽易な次の作業を行う者</p> <p>a．軽易な清掃又は後片付け</p> <p>b．公園等における草むしり</p> <p>c．軽易な散水</p> <p>d．現場内の軽易な小運搬</p> <p>e．準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f．仮設物、安全施設等の小物の設置又は撤去</p> <p>g．品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行う者</p>
04．造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者</p> <p>樹木の植栽又は管理</p> <p>公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a．芝等の地被類の植付け</p>

	<ul style="list-style-type: none"> b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路又は広場の築造 e. 池又は流れの築造 f. 公園設備の設置
05. 法面工	<p>法面工事について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機又は種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形又は金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06. とび工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 足場又は支保工の組立、解体等（コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に係るものを除く。） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込み又は引き抜き（杭打機の運転を除く。） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の巻揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。） f. 鉄骨材の巻揚げ（クレーンの運転を除く。）
07. 石工	<p>石材の加工等について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積み又は石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08. ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行う者（49 建築ブロック工に該当するものを除く。）</p>
09. 電工	<p>電気工事について相当程度の技能及び必要な資格を有し、建物並びに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付け又は撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付け又は撤去 <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状又は認定証の交付を受けていることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1種電気工事士 第2種電気工事士 認定電気工事従事者 特殊電気工事資格者
10. 鉄筋工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行う者</p>
11. 鉄骨工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H・T・ボルト締め又は建方相番作業について主体的業務を行う者（工場製作に従事するもの及び鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等又は鉄骨材の巻揚げ作業に従事する者を除く。）</p>
12. 塗装工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行う者（塗装作業上必要となる足場の組立又は解体に従事する者及び 23 橋梁塗装工に該当する者を除く。）</p>
13. 溶接工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）又は切断について主体的業務を行う者（工場製作に従事する者を除く。）</p>

14. 特殊運転手	<p>重機械（道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格若しくは技能講習の終了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの）の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量 3 t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレープ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 b. 吊上げ重量 1 t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量 5 t 以上のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量 3 t 以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転又は操作して行う土砂等のかきならし又は締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転又は操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転又は操作して行う杭、矢板等の打込み又は引抜き f. 路面清掃車（3 輪式）、除雪車等の運転又は操作
15. 一般運転手	<p>道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量 3 t 未満のトラクタ（ホイール型）、トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 d. 吊上げ重量 1 t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転又は操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転又は操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4 輪式）の運転又は操作
16. 潜函工	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、潜函又はシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行う者</p>
17. 潜函世話役	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜函工事又はシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行う者</p>
18. 削岩工	<p>岩掘削作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、爆薬及び削岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行う者</p>
19. トンネル特殊工	<p>坑内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ダイナマイト及び削岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部及びインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部及び側壁部型枠の組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業
20. トンネル作業員	<p>坑内における作業について普通の技能及び肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務
21. トンネル世話役	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行う者</p>
22. 橋梁特殊工	<p>橋梁関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るもの及び工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行う者</p>

	<ul style="list-style-type: none"> a. P C 橋の製作のうち、グラウト、シード及びケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋又は鋼橋の桁架設及び桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23. 橋梁塗装工	橋梁等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋梁、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む。）について主体的業務を行う者
24. 橋梁世話役	橋梁関係作業について相当程度の技能を有し、もっぱら指導的な業務を行う者（工場内作業を除く。）
25. 土木一般世話役	土木工事及び重機械の運転又は操作について相当程度の技能を有し、もっぱら指導的な業務を行う者 （17. 潜函世話役、21. トンネル世話役又は24. 橋梁世話役に該当する者を除く。）
26. 高級船員	海面での工事における作業船（土運搬、台船等の雑船を除く。）の各部門の長又は統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 船長 b. 機関長 c. 操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。） 以下の水面は、海面に含める（27. 普通船員、28. 潜水工、29. 潜水連絡員及び30. 潜水送気員についても同様。） 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 港湾法第4条により許可を受けた港湾区域内の水面
27. 普通船員	海面での工事における作業船（土運搬、台船等の雑船を含む。）の船員で、高級船員以外の者
28. 潜水土	海中の建設工事のため、潜水器を用いつく空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行う者 潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。
29. 潜水連絡員	潜水土との連絡等を行う者で次に掲げる業務等を行う者 <ul style="list-style-type: none"> a. 潜水土と連絡して、潜降及び浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害の恐れがあるとき直ちに潜水土に連絡する業務
30. 潜水送気員	潜水土への送気の調節を行うための弁又はコックを操作する業務等を行う者
31. 山林砂防工	相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山地治山事業（主として山間遠隔地の急傾斜地又は狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行う者 <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積み込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32. 軌道工	軌道工事及び軌道保守について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者 <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33. 型枠工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者 <ul style="list-style-type: none"> a. 木製型枠（メタルフォームを含む。）の製作、組立、取付け、解体等（坑内作業を除く。） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34. 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行う者
35. 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プaster、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行う者

36. 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物並びに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者 a. 配管並びに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工及び装着 c. 電蝕防護
37. はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者 a. コンクリート、石レンガ、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） b. 床又は壁の穴あけ
38. 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根又は地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行う者
39. 板金工	板金工事について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工及び組立・取付作業並びに金属薄板による屋根葺き作業について主体的業務を行う者 （46.ダクト工に該当する者を除く。）
40. タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付け又は目地塗の作業について主体的業務を行う者
41. サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行う者
42. 屋根葺き工	屋根葺き工事について相当程度の技能を有し、瓦葺き、スレート葺き、土居葺き等の屋根葺き作業又は葺き替え作業について主体的業務を行う者（39.板金工に該当する者を除く。）
43. 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボード、その他ボード等の内装材料を床、壁又は天井に張り付ける作業について主体的業務を行う者
44. ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行う者
45. 建具工	戸、窓、棹等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事する者
46. ダクト工	金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付作業に従事する者 （39.板金工に該当する者を除く。）
47. 保温工	建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事する者
48. 建築ブロック工	建築物の躯体及び帳壁の築造又は改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げ及び目地塗作業に従事する者（08.ブロック工に該当する者を除く。）
49. 設備機械工	冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機の据付け、調整又は撤去作業について主体的業務を行う者
50. 交通誘導員	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導業務に従事する者